

## 推奨土産品制度申請の際のご注意

### ■目的

本制度は、主に観光客に対して、商工会議所が推薦する土産品であることを明示し、そのことにより販売を促し、よって都市イメージの向上と市内産業の支援を図ることを目的とする。

### ■認定

推奨土産品の認定は、当所に設置された、商工会議所推奨土産品審査委員会において行う。

### ■申請対象者

認定を受けられる者は、当所の会員、茅野TMO事業に関わる者、若しくは開発団体等であって、土産品を製造・販売する者をいう。

### ■シールの貼付

認定を受けた商品は、当所が販売する所定のシールを貼付し、認定商品であることを明示できる。シールは1枚1円（税別）にて認定された事業者のみに販売する。

### ■認定基準

認定の基準は食品関係法規等の法令に違反していない物であって、次の項目のいずれかに該当し、味、製造、材料、形態等に優れ、又特徴のあるものとする。

- 1) 伝統産業、地場産業とされている物
- 2) 長い歴史をもっており、現在希少な物
- 3) 茅野市の産物を主な材料とした物
- 4) 茅野市のイメージを強く表した物
- 5) 各種団体等で新たに研究し、創作した物
- 6) 市内の業界等で協力して販売しようとしている物、又はしている物
- 7) 茅野市の土産品として独自に企画し製造または販売する物
- 8) その他、本要綱の目的に合致する物

### ■認定の有効期間

推奨土産品の認定期間は2年間とする。有効期間終了後も引き続き認定を受けようとする者は第2条の審査委員会に再び申請をし、認定を受けなければならない。

### ■認定事業所の責務

本制度は認定商品の保障をする制度ではない為、全ての認定商品の法令遵守、商品品質などは各認定事業所が対応すること。認定商品の生産、製造、流通及び販売等において、事故又は苦情等が発生した時は認定事業所が誠意をもって解決に向けて対処しなければならない。

### ■認定の取消

審査委員会は認定を受けたものが次の項目のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 1) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- 2) 審査時の条件を保持していないとき
- 3) 事故又は苦情等の対応を行わないと認められるとき
- 4) その他制度の運用に重要な支障を及ぼす行為、又は制度の信頼を著しく損なう行為があったとき
- 5) 暴力団等反社会的勢力に該当又は関与が認められるとき
- 6) その他審査委員会が取り消しの必要を認めたとき